

楽戸をめぐって

好 並 隆 司

1、

中国の賤民階層は世僕・伴当・僕戸・蛋戸・九姓漁戸・丐戸等と、ここで問題にする楽戸がある。彼らは伝統的中国社会の最底辺にあり、過去においてその研究は極めて少なかった。およそ彼らを理解せずして中国の伝統社会と文化の総体を知ることにならないのである。中国では20世紀の90年代になって、上記の多くの賤民が解放されたが、山西楽戸の場合は残ると同時にそれは極めて少数の例外的存在となっている。しかもこの楽戸は長期に亘る歴史を持つ貴重な存在であって、今、これを研究しなければ他と同様、消失してしまう。一体、楽戸研究の開始は1992年春、アメリカから帰った劉貫文氏を香港・中文大学において、喬健氏が面会に行った時に始まったという。1993年、兩人は始めて山西の上党地区を訪問し、兩人以外に、李天生氏を招請して共同研究のメンバーを構成した。こうして本格的に1994年から調査が実施され、同95年8月に報告書の完成に至る。151戸の家庭の現況と22人の自伝を得て、その基礎の上で職業・組織・財産・社会関係・婚姻・宗教伝統・祭祀活動など、1949年以後の楽戸変遷に調査活動を拡大した。調査報告書は論述篇と資料篇の両部分を含め、578頁であるが、著書としては論述部分だけを内容とした上で、共著者3名が各章を分担執筆した。本格的な「田野調査」は総て山西地域で完了していたので、初稿では「山西楽戸研究」としたが、その中には山西以外の土地の資料も含まれ、文献資料の引用も全国的だったので、あらたな名称として「楽戸；田野調査与歴史追跡」と名付けている。

楽戸の特徴は宗族組織を持たず、家譜も祠堂もないことで、位牌は父母一代のみである。一般に百姓の家では四代の位牌があるので祖先崇拜は当然であるが、楽戸の場合はそれが無い。楽戸の精神の拠り所はどこか尋ねると、それは義であると云う。義とは兄弟の関係を指す。そして、窮屈して落魄した人を救済することも亦、義の範疇に入るわけである。一般人でも義を尊重するが、楽戸にとっては此の信条がとりわけ強いのである。後者の救済は乞食が対象であった。彼らは富裕な楽戸に収容される習わしである。社会的低位と義との間に生じる矛盾は楽戸に悲劇的英雄的性格を生じる契機となっており、一般農民の精細な打算と保守的性格とは異なり、楽戸にはとりわけ豪爽放任の気質が認められるのである。

楽戸は一般に階級的内婚を行っているが、同じグループの婚姻を彼らは「行親」と言っている。宗族が欠けるので、父親の子どもに対する血親関係は一般人と同じような性質ではない。楽戸の婚姻関係に就いては上党地区の10県市に横断的に広がり、72戸の楽戸を包括している情況が見られる。同宗族内の結婚は一般民にとっては禁忌であるが、それを実施してきたために楽戸の生育率は低く、人丁の数は多くないが、そのため却って男丁の風氣は頗る旺盛である。そして所謂、「二婚両当」の婚姻比率は農民と比較するとより高い。宗教の関係で言うと、一般とは極めて大きい差がある。楽戸には祖先と言う観念が本来、欠如しており、それに伴う祖先崇拜がないため

に、重要な祭祀は仕事に関する神をめぐって行われるだけである。21世紀に入った現在、楽戸は晋東南地区にいるが、それも消滅しつつあり、その原因は楽戸の農民化によるものである。とりわけ、文革の開始で楽戸がその楽器を没収され、吹奏専業の活動は禁止された。この文革10年の洗礼によって楽戸は徹底的に農民化されたと言って良い。賤民の位置もこれに伴って変化したわけである。しかし、改革開放政策時期においては音楽活動は漸く解禁され、多くの分野で音楽の要求が増加した。そのため旧楽戸による音楽活動が復活して、その企業化・商業化が進められて行くが、そこには成功と失敗の事例の両面のあるのが現況である。

2、

「中国歴史上の楽戸」では歴史分析の上で、楽戸は奴婢の一種とされるが、その来源について、一つは戦争中の浮虜、二つは罪臣の家属であるとし、それが清末まで継続していたとみられる。そして、楽戸が上記の奴婢から何時分離したかについては魏晉刑罰志に記されている。春秋時代に遡れば、楽人はまだ独立した職業集団になっていなかった。そして、楽人・師乙について「乙は賤工なり」(禮記・樂記篇)の例を挙げて、師乙が奴婢の範疇にあると見なすが、この点は中国の研究者に共通している。「漢魏南北朝の楽戸」の項において、前漢時代には「楽人は低賤な奴婢身分で大礼の樂舞に参与できなかった」と言い、武帝の寵愛した楽人の李延年も奴婢身分より出身して官吏となつたが、その出世は稀なことである。晋の後期には戦乱の時代となり、俘虜が奴婢に入れられたケースが多く見られる。北魏でも樂舞様式は晋朝のそれを只、踏襲するだけの有様で、音楽の整備は十分ではなかった。「楽人と李隆基」では唐王朝での禮樂文化が盛大になり、宫廷禮も繁栄したことを指摘し、楽人はこの期に独立した職業人となつたが、なお奴婢の一種であり賤視されていた。それは樂舞の唱道者であり、推進者である唐明皇・李隆基の政策によるものという。山西の上党地区の老楽戸が尚この李隆基を祭祀しているのはそうした理由があると思われる。唐朝の礼樂は先ず李世民に始まり李隆基に至つて大いに盛んになった。既に貞觀2年に祖少孫によって雅樂が修定されている。雅樂の一つの来源は教を楽人や民間にも求めて、安史の乱後の古曲・樂工が失われたのを補充する努力を朝廷では重ねた。その中で、盛唐の樂舞文化を愛好し、それに精通し、演奏も卑賤の楽人に伍しておこなつたのが李隆基であったのである。只、唐朝でも楽人は先述のように奴婢の一類とされ、唐律の刑法11種に規定されている。しかし楽戸は法律規定と同じ扱いではない側面もあった。「皇帝弟子」という呼び名がその一つであろう。「古代小説・戯劇中の楽人の形」では、史書に楽人の記事は少ないが、戯劇の中にはその生活・経歴・社会関係等がいきいきと具体的に描写されている。楽戸を研究するには古代小説を捨てるわけにはいかない。宋朝の「太平廣記」「緑窓新話」に集められている唐人の作である大量の小説の中に、楽戸の描写が少なくない。「孤本元明雜劇」の中にある「王蘭卿貞烈傳」に挙人が楽戸の娘を娶つて妻とした故事がある。これはまさに旧来の陋習を破る大胆な行動であった。楽戸間の通婚は楽戸が厳格に遵守する戒條であり、そのきまりは抗日戦争前の上党地区でまだ行っていた。農民や労働者は彼らを卑賤視して楽戸の女を妻としなかつたのである。この陋規は1950年の「中華人民共和国婚姻法」で逐次解決されていく。それにしても、700年前の挙人が娶妻した故事は非常に興味ある事実であろう。「宫廷楽人と民間楽戸」では隋の煬帝が楽人の子弟を民間から宫廷に取り入れ、唐代では西域の樂舞と融合して新たな樂舞文化が誕生したことを記す。宋代、太祖の乾徳元年には樂工が備わらず、開封からの樂工830人を集めたとあるよう

に、民間の楽戸を集めて、宮廷の樂舞に充てることもあった。宮廷の樂人などは集中管理されているが、民間ではこれと異なり分散的で個人としての樂人であった。この民間楽戸の来源は王朝転覆などで宮廷の樂人が零落して民間人になったのである。或は宮廷樂人が老齢・疾病で野に降った者などで構成されていた。降って清朝の雍正5年に「山西之樂戸、浙江之墮民、皆除其賤籍、使為良民」と樂戸等が賤籍を除かれる措置が採られる。これは空文だとも言わるとおり、30数年後の康熙36年においても上党地区の晋城市府城村の玉皇廟内の碑文に、なお樂戸の組織が明示されているのが文字通り現実である。

3、「上党地区楽戸の分布と遷徙」；

遷徙の原因は一つは自然災害、一つは人口増である。前者は上記、玉皇廟の1697年の碑文に33戸の楽戸が記されているが、1995年では17戸である。後者は子弟が増加して衣飯のため、収入のある地域に移動したのである。高平県上沙壁村の李姓の楽戸は清朝の咸豐・同治年間、同盤の男丁が6人いて、食えなくなつた。それで10km離れた晋城県魯村に移った。1855年から1876年の間には多くの衣飯を得たようで、李氏の子孫がその時の契約文書を保存していることから解った。こうした資料は多く残されている。

4、「楽戸の婚姻と家庭」；

調査のなかで行親という言葉が出てくるが、これは楽戸の同業内部での通婚を指している。例えば、陵川県では宋・侯・楊・張の四姓があったが、その各々に婚姻関係がある。楽戸の通婚はまた屢々、県境を越える場合が多い。1912年以前では行親の比率は57.25%、非楽戸との婚姻は35.88%であった。20世紀でもこうした行親が多かったのである。婚姻は18才から25才が普通である。楽戸の離婚情況は行親の場合、1920-39年；0。1940-49年；3。1950-59年；2。1960-69年；1。1970-79年；0。1980-89年；0。1990-現在、0。であり、非行親の場合は1920-39年；0。1940-49年；7。1950-59年；6。1960-69年；3。1970-79年；0。1980-89年；4。1990-現在；1となつていて、非楽戸との婚姻のほうが離婚事例が多い。楽戸の家庭の類型と規模を見ると、<1>、核心家庭（夫妻と未婚子女）、<2>、主干家庭（父母と、婚姻している子女）、<3>、単身家庭（寡婦）に区分してみると、40才から60才まで1では46例。2では30例。3では5例となっている。楽戸の経済について。1949年以前で見ると、主に音楽活動で収益をあげているが、それは紅白、迎神賽会、祭祖、過寿等において吹奏することに依つてである。それは「衣飯」内で行うが、衣飯とは楽戸の活動の地理的範囲をいうので、農民の土地と同じ意味を持つ。吹奏の値段は仕事の前に決め、時間の長短、距離の遠近、楽戸の参加人員が基準になる。一日・6人で収入は800-1100文、1人平均130-80文である（清代）。民国では父子3人で1月の収入は200元である。山西の楽戸は農耕から分離していないので、農業からの収入もあった。明代の「実政錄」の「民」條に樂工の土地ある者は「既納糧差」とあって、納税していることからそれが解る。1949年以後の経済的来源は（1）1949-66年。この時期楽戸は共和国成立で生活方式が変化してきた。彼らは農民とほぼ一様に互助組・初級社・高級社を経過するなかで、例外なく生産大隊の社員となつた。1963年壺閔県河西大隊三井村の楽戸の収入について、

人名	元	人数
劉胖孩	369, 37	5
劉順成	270, 77	3
劉新順	323, 58	4
劉仁順	296, 26	6
平均	194, 88	

と表示できる。80年代以降、計画経済から市場経済に国の政策が転換され、楽戸の専業活動の領域もその影響を受けた。亦、八音会・紅衣行などの劇団との競争も熾烈になってくる。壺関県三井村の劉聚は楽戸でないが、巨資を投じて新楽器の龍子琴・架子鼓などを備え音楽市場に参入する。長治県の楽戸の牛全科は元炭坑夫であって、月収6-700元であったのが専業活動に従事してからは月収1000元を越えた。「楽戸の家庭教育」の項では、調査した70才以上の楽戸は学校に行くことを社会が認めなかったという。専業技能は1949年以前では楽戸の家庭教育の主要な内容であった。父から教わることが多いが、楽譜もないので多くは口伝である。子どもたちを教える時は厳格で早く習熟する為には、殴打も辞さない。調査では1945年以前、楽戸の1772人中、音楽の教育をせずに1133人がこの職を継続していた。63.94%である。現在では楽戸の家庭教育の観念は変化し、多くは専門の音楽学校に入れている。例えば潞城市西北村の楽戸王進支の長男王文波は山東・菏泽の音楽学校で音楽理論を学んでいると云うのが現況である。

5、「楽戸の世系及び姻親、経済と社会関係」；

一年間の調査で上党地区の151家の楽戸の世系図表を作成した。そのうち姓氏は33個で「増建咽喉祠碑志」の楽戸姓氏と数量が同じである。王・宋・李の姓氏は300年前の小戸が当今、大戸に変化している。こうしてみると姓氏の転換していく度合いは相当大きい。今の33姓151家を碑志のそれと比べると33姓108家であるから、43家増加している。80才の陵川・佳祥村楽戸の侯巖松は元は晋城鄧庄の張姓の楽戸であった。元の名は張銀松であって23才の時、佳祥の楽戸侯保成の名のもと「二婿両当」したので、張姓を侯姓に改め侯巖松となった。3人の子どもも侯姓を自分の家では用いたが、その他の姓氏も転用して使用している。楽戸の人口危機の終息は1960年代であったが、その理由は楽戸が行内婚を行わなくなったことであり、婚姻範囲が空前の広がりをもつ事になったためと言える。彼らは阿片吸引などの生活の悪習を止めて、身体の強健さを得たとされているのである。陵川県の楽戸で宋姓は5戸であるが、100年前は1家であった。もともと家族観念が弱かったのが、ここに至って族長が5家を差配するようになった。1家10口が100年後には、5戸300余口の宗族となっていて、楽戸の親族関係が密になった。

6、「姻親関係」；

陵川、高平、晋城の3県の交わる所に衆居している楽戸は自分の県にある楽戸と通婚するほか、両県の楽戸と通婚している。例えば、佳祥村の楽戸侯巖松の祖母は高平県沙壁村の李姓の楽戸である。彼の娘は晋城県魯村の楽戸李水業の子の李天肉と婚姻する。こうして3県に亘る姻戚関係ができあがった。そして調査で得た3県151家の楽戸の姻戚関係を表示できた。1960年代にこうした行内婚を改変して対象の選択が拡大したので、50歳以下の楽戸の中で、行内婚を見出すのは困難になった。

7、経済関係；

楽戸の財産は有形と無形の双方がある。前者は家屋・土地・衣飯、楽器と衣装であり、後者は吹奏技術である。有形財産の土地は往古は村外の廢棄された場所にあって、そこに多くの楽戸が住んでいた。門楼・居室には制限が設けられており、それによって平民から差別されていた。少しの農地と賃貸の耕地はあったが、楽戸自身これを耕するのを好まなかった。比較的裕福な楽戸では流民・乞食を収用し保護したが、それは3-5人から10数人と言う。光緒五年、李姓の楽戸は兄弟が分家していて、耕地は総計53畝あった。これは一般農民より遙かに多い。多くは3畝程度が平均である。「衣飯」は楽戸の祖傳の財産で、これを継承し、質に出したり、売りに出したり出来る性質のものである。無形財産は吹奏技術に加えて、知名度も又、主要なものとなる。普通は農村の祭事に当たり、優れた者は祖傳の範囲を超えて大きい行事に参与している。

8、師徒関係；

楽戸の子弟は主に父から技術を受ける。従って父は同時に師である。一つには技術の高い師が教えるケース。別の一つは学校で教えるものがあった。老楽戸の記憶では、上党地区では2校があったと言う。1校は東陳丈溝村の咽喉廟内、他は壺閔県鴨村に設けられていた。唐・宋時期でも既に太常寺管下に音声人養成学校があったようだ。楽戸が師を求めるときには契約文書が必要である。契約書の末尾に本人の押印の外、中人6名、同族4人、計10人が署名押印しているように、かなり丁寧・厳重なものであった。大体、3-5年の習得期間が必要であったらしい。

9、楽戸の存在形態及びその業務活動；

楽戸制度の正式の成立は史籍に見るところでは、北魏時代である。そして所謂楽戸は実の所、一種の伎楽を業とする特殊奴隸であった。奴隸の主な来源は捕虜と罪人である。又、良家の子女も生活の困窮で樂籍に墜ちた事例があり、「全唐詩」に「薛濤・本長安良家女・遂入樂籍・」の例がある。考察するところ、山西・雁北一帯の楽戸は元代のそれに来源があり、上党地区的平順県西社村王家楽戸はすでに元代には楽戸になっていたと云うことである。宋・金代、王朝の臣が元朝によって罪人とされ、楽戸に落とされたとも云う。もとは証憑文書があったそうだが、今は失われている。楽戸の結婚は主人が決めた。そして楽戸の産んだ子女は賤籍に入れられ、楽人は牛馬の如く売買されたのである。脱籍の為には主人・主管に金銭財物を出して貰って初めて平民に放良されたのである。しかし、一般に楽戸は低賤の境遇で雍正の法令に拘わらず以後、大きな変化はなく民国まで行内婚が続いた。

10、歴代楽戸の存在形態；

「軍籍楽戸」；史籍に記載されている楽戸はそれぞれ、初唐では破陣樂・宋代では迓鼓なるものを軍中で演奏した。軍中の楽戸は樂營に編成され、營戸とも称した。「宮廷楽戸」は周・隋時にあって、皇宫中には楽戸の記載もあった。唐代に初めて正式に教坊が現れる。唐初は太常官の下にあり、玄宗時期には太常管轄から分出して、宮中の宴樂の際に教坊専司が管理することになった。この教坊の藝人にも等級の別があった。例えば許永新は開元の末に宮中に入り皇帝の寵愛を受けて「就属内人一等」の処遇をされたが、猶も樂籍に帰属させられている。「樂書・教坊雜記」に「唐全盛時、内外教坊近及二千員・太常樂工動万余戸」とあって、宮廷伎楽はなかなか盛大である。明代にも楽戸は教坊司が管理していて、その源は元代の蒙古部落の子孫が編入されたものと言う。こうした宮廷楽戸の体制は清朝でも同じで、教坊は各省の楽戸を選んで入京さ

せるのが慣例であった。

11、藩王官府の楽戸；

隋書・梁彦光傳の脚注に「初、齊亡後、衣冠士人多遷閩内、惟技巧商販及樂戸之家移実州廓」とあり、南北朝の州鎮にも樂戸のあったことが示されている。その州鎮において吹奏の業務を果したのである。安史の乱後にも「潞州乃有伎樂」（新唐書所載）とある。「明史・諸王 三」に藩王に対し、生前、樂戸が分配され死後もこれを供祠されたという。そして、清代では「賜諸王樂戸」（統文獻通考・樂考）又「英宗天順元年五月、加賜襄府樂人二〇戸」などと見えるのである。

12、豪紳顕貴の家畜樂戸；

北史・魏收傳に「文宣末、數有東山与諸優為獮猴与狗斗」と見え、北齊の時、家畜としての伶人・諸優は賤籍に属して樂戸と称せられた。これは唐代でも同じで「旧唐書・太宗諸子」の條に「常命戸奴数十百人、專習伎樂」とあるとおり、奴婢の位置にあった。宋代の文集に樂戸・芸人は顕貴の家畜と見なす記述も散見される。明代、藩王府の伎樂は皇帝から特賜された家樂であったと言われるのも同様である。現住の壺関県三井村の樂戸の後裔の劉鉄巨が言うには明代、丞相が引退したとき、皇帝は家樂の芸人を杜家の慶典・飲宴・祭祀に当てたが、一般的に民間で業務は出来ないものとされていた。そして、今も麻巷村に劉家の樂戸が存続すると述べている。

13、散居民間の樂戸；

歴代の樂戸のうち民間にいる者があつて、後世ではこれを散樂と称した。地位は低く悲惨な境遇で、丐戸と呼ばれる者が此に属する。彼らは「踏救飛彈、呑刀吐火・各種民間的胡舞雜劇」と多彩な藝を行い、散樂・百戯とも呼ばれている。隋代、「從臣奏、括天下・周齊梁陳・樂家子弟皆籍為樂戸」とあるように、この時代でも樂戸の位置に置かれたことには変わりがない。「唐會要」卷三十四に「散樂巡村、特宜禁斷」とあり、民間に広がる散樂は禁止するとの法令が出ている。北宋には「澤州・孔三傳首創諸宮調、名動京師、可算散樂芸人的傑出代表」とあって、官府における散樂の評価は高かった。金・元代では散樂は普通、行院と称される。行院とは、もとは藝を売る仲間の、家庭を基礎とする班社組織を指す。明・清代ではこれを術術と称するのである。樂戸・散樂・行院など、これらはすべて賤籍にある藝人であった。山西地方では農村の廟祭活動において、既に樂舞・戯劇の演出がなされているが、この演劇者も亦、樂戸の芸人である。その活動の様子は洪洞県広勝寺明応王殿の戯劇壁画に見ることが出来る。官府は彼らの演劇公演に対し税をかけ、これを脂粉錢と言った。京師の教坊も地方の官府も同じ扱いである。これが清末・民国まで継続する。

14、清代雍正以後の遺存状態と活動；

樂戸制度が廃止されてから、各官府には旧来、在籍した樂戸は見られなくなったが、その遺存の形は和声署と言う形で残っている。雍正代では名義上だけで、賤籍が取り消されたに過ぎなかった。民間で伎樂を業とする者は実際の扱いでは賤民以外の者ではない。世俗の偏見によって彼らの地位は依然、低いものであった。(一) 民間で執業する範囲の区分；清以前ではその範囲は限定されていない。記録では明代、大同地方の女伎が北京に流寓していたとあり、また先述の広勝寺の壁画に臨汾の散樂と記名されている。そして、雍正以後、民間の樂戸は増加し、婚喪・嫁娶、祭祀・慶典における吹奏に依って生計を維持していた。しかし、官府樂戸の時期よりは低い収入であった。樂戸は自分の領域範囲で民間の紅白喜事や慶典の際の権利を持った。これが世襲

的に受け継がれるのである。(二) 相関関係形式と組織；楽戸は家庭を基礎とする伎楽の団体であるが、人数が少なく大きい催しのある時は、楽戸間で融通しあう。楽戸の持つ領域に適当な村を選んで、「官房」を設ける。伎楽の必要時にはこの官房関係を前提として、日期を約定し関連事項を明らかにし、藝人を按配する。1県中の楽戸は少なくとも5-6家があり、大きいときは10数家がある。こうして彼此の間に執業関係が結ばれ、その間に矛盾も生じるので官府はそれを管理する。楽戸の間ではまた一種の行業関係があるが、これは業務における信仰活動である。楽戸は咽喉神を業神として崇拜している。これは吹奏のために喉 자체を重視しているからである。その祭日は12月8日である。この日、全県の楽戸が共同祭祀をする。陵川県の陳丈溝に咽喉祠があるが、これは全県の楽戸が資金を集めて建立したものであり、今に至るまで、保存が良好である。そしてこれら楽戸の間の関連は比較的密であって、楽戸間の行内通婚により、一県内の楽戸はすべて婚姻関係を相互に有している。(三) 演劇活動と官差の種々；民間の楽戸は旧来よりの官府に伺いを立てる必要がある。雍正初年、楽戸制度は改められたので、蒲州府志ではそれ以前の情況しか記述していないが、山西通志の歳時の條に雍正以後も官府では迎春などの際の行事に必要で、楽戸でなく雇人を採用したと言う。襄垣県の楽戸老人の陳風遠の話では民国年間に迎春の行事が盛んに行われたと言うし、平順県西社村の楽戸も迎春の行事をおこなっていた。この際もやはり官府の許可が必要であった。清代の劇作家で詩人の孔湯任の作「平陽竹枝詞」の中で、康熙47年の「打春」の活動を活写している。このように宋代から清末・民初まで、歴代の官府は「打春」の慶典儀礼を行ない、楽戸の伎楽がそこに参与している。雍正以後では雇人がこれを代行した。(四) 「打夜胡」より「討正月」へ；前者は唐・宋の時期には「打夜狐」・「打野狐」等と言われ、藝人は冬日には神に扮して鬼やらいをして、人家の為に祈福攘災する。「東京夢華録」にこのことが記録されている。この行事は民国初まで続く。上党地区の楽戸の老芸人はこれに参加したと云っている。只、当地では「踏凶」「抓凶」或いは「討正月」と別称する。内容は宋代以来のものに類似している。この藝の上演は楽戸自弁であって、雇人のケースは少ない。この際、祝語を唱えるが、その内容は祈福攘災の吉語で成り立っている。この間に鼓を打ち、銅鑼を鳴らす。行事は正月15日前後まで続く。「討正月」は一般には「打開市」と言い、商店主らがこの時、楽戸の吹奏を依頼する。一曲を吹き終わると多少の賞銭が提供されるが、一般の店舗では4-5百文の値段で、鉄炉・炭坑の経営者ではこれより多少大いめになるようだ。(五) 楽戸と迎神賽社；これは古くからある民間の敬神の祭祀で、唐・宋時代から知られている。神に福を賜り災害を祓うことが目的である。清末民初には大いに行われ、特に長治市周辺の平順・潞城・長子・屯留などの県では特に盛大である。官賽というのは地方官府が主宰し、そこで大賽という行事が行われる。例えば、賈村碧霞宮の廟賽は毎年、一小賽があり、40年に一大賽を行なう伝統がある。大体、幾らかの村が連合して一つの廟の賽を行う。小賽では楽戸に収益は無いが、賽社の規模の大きい場合は楽戸が3-40人以上集められて吹奏するが、その際、賞銭はより多額を支払われる。只、楽戸の減少も見られ絶戸する現象も現れた。賽を行う戸が減って清末・民初で言うと、長子県に残った楽戸の藝を行う範囲が次第に拡大して、元来の楽戸領分が広がり、拡散してきているけれども、物がなくなると値段が上がると言う理窟で、楽戸芸人の賽における報酬金は相対的に高価になった。(六) 紅白喜事の際の業務の具体的状況；楽戸が該当する地域内での紅白行事は金銭収入の主要なものである。既にこれは南宋期から見られ、清末・民初では上党地区で紅白の

事をを行う際、主人に雇われて業務を行った。紅事では1日目の午前中に来て、午後に「接祖」の活動をする。2日目は「迎親」であるが、それは酒を供え西天を拝礼し、一回戯を吹奏するものである。そして朝飯の後に廟に行く。村内の各廟に焼香して祭祀し祭文を唱え、その後初めて家に行って「迎親」を行う。ここで、福・禄・寿三星を演ずる。3日目は天地を拝し、朝早く起き太陽を拝する。朝飯を終えての方の家に行き「接梳頭」を行う。これは嫁取りの表示である。次に白事（葬祭）の場合であるが、これも3日間行われる。1日目は午後に楽戸が行って棺を移動し、墓を掃除する。其の後、「安靈祭」をする。紅事の「三獻禮」と似た「三酒・三餞・三獻戯」を行い、2日目は朝、焼紙して「哀思鼓」を演奏する。朝飯後、「招亡靈」を演じる。3日目は朝来て「醒農」3回、「吟農」3回を行うが、その際、すべて楽戸が鼓樂の吹奏をする。これが民間の紅白祭事の概略であり、各地の習俗は同じではないが家の財力や要求の相違で、その中に繁なるものや簡なるものがあり、伎楽もそれに応じて変化するといわれている。なお上党地区的民間伎楽の活動の中で、楽戸芸人が参加しないときは紅白行と八音會の芸人が行う事もあるらしい。

15、「楽戸の神靈信仰と相関活動」；

(一) 咽喉神粗考：楽戸芸人は吹奏・歌唱するので、人の咽喉と関係が深い。従って楽戸は特に咽喉を大切にする。上党地区的平順県西社村、王双雲の家と沁県南池村の陳二狗の家で咽喉神の泥塑像が見出された。王家のものは単独の塑像で、陳家のものは従者が4人、馬を牽き衣・剣を持つ。両家のものは基本的には同類型とみて良いだろう。この神の由来を聞いたところ、答えはなく、只、祖先伝來の像でそれを敬奉してきたと言うだけであった。検討した結果、伝説では、咽喉神は楚国の卞庄という者である。彼は伍員に戦敗して楽戸の中に逃げ込み、そこで死んだ。そのことで楽戸の尊崇するところとなつたと伝承されている。この話は上党地区で語られているものの、春秋戦国代に楽戸は無かったのであるから、矢張り信用しがたい。次に咽喉神は楽戸のみが敬う業神という説話であるが、戦国時、韓と趙とが交戦したとき、襄垣区域は韓に属していた。彼らは趙を破ったことがあり、咽喉師がそれに参与したとの伝承に由来するとされている。何れも伝説にすぎず余り信用は出来ない。陵川県陳丈溝で調査した咽喉師の後裔とされる侯姓の楽戸の廟が残っているが、神像も廟碑も失われていた。しかし、侯家の住宅内に牌匾と木牌の対になったものがあり、その中に書かれている四條の文章は直接、咽喉神と関連している。「昊天上帝欽命都使者。宋帝真宗勅封咽喉祠」とあるのがそれである。宋の真宗は太宗の第三子で、皇帝になってから雜劇詞を創作し、音楽を愛好したと言われる。道教も信奉したので咽喉師を勅封し、正神として公認したとする説は妥当であろう。宋史によると、真宗は晩年、咽喉に係わる不治の病に罹ったらしく、咽喉神を祀って加護を求めたというが、それもあり得る話である。杜学徳氏の「燕趙儼文化初探」に示されている「点鬼兵」の底本は固義村西大社の李長生の手に保存されている。ここに述べられているのは白眉三郎神であつて、これは上党楽戸の崇拝する咽喉神と同様の性格である。白眉三郎は宋の真宗以前に既に存在しており、民間で神靈として崇められていたのであるが、ただ咽喉と言う点では直接には関係が無く、伎楽活動の方により強い連関があるようだ。しかし、他の多くの別史料を精査して楽戸の敬する咽喉神は明代教坊の白眉神と同一であると推定される。

16、「楽戸が咽喉神を祭祀する活動」；

12月8日は古俗では駆邪・逐疫の日で咽喉神が咽喉病魔を駆除する作業をする。楽戸自身の解釈では臘八は喇叭であって、そのため、この日に咽喉神を祀るのだと言っている。(一) 廟祭：陵川県では咽喉祠があるが、明清代の建築である。祠殿中には咽喉神像があり侍者が傍に立っている。碑刻はもう失われて存在しない。侯老人の言うには毎年三大祭があり、5月5日、7月7日と12月8日である。その祭祀には吹奏劇が行われ、戯班が参加するが、これは楽戸ともとは同宗同源の集団である。(二) 転祭：各地の楽戸が輪流で咽喉祠を祀る。一応これを転祭と名付けておく。ここで奉ずる咽喉神は余り大きくない銅像で、輪流の主家が保管する。王双雲の家に保存された社物賬一冊が残されていて、その中に咽喉神を祭祀することに関係する具体的な記載がある。そのはじめに、「毎年香事序」がある。これは香會の会規であり、それに12月8日の祭祀の儀程が記される。朝、慶寿、昼、供盞、終わりに太平鼓を打ち神とお別れする。全部の祭祀は一日で完了する。この詳細の手順の記録はないが、神を祀る時の祝文だけが残されていた。そこに「社物開列于後」とあって、また「神像三尊」とあるので、咽喉神像の外に二つの尊像があったようである。(三) 戸祭：一般的な楽戸が廟祭・転祭に参与する外、家の中では、すべて咽喉神を奉敬する。それには塑像・挂像・神位を写したものなどがあった。ただこの種の祭祀は焼香して敬神するだけで、具体的な規定はみられない。

17、「楽戸の広い宗教崇拜の種々」；

(一) 楽星崇拜：楽星は歴代、民間に流傳しており、一方面では帝王がその完善を唱導しているものである。南宋の陳元覩の「事林廣記」の中の「楽星図譜」に「鼓板清星按楽星」とあり、星と楽との相関する記述が見える。又、「周東星図」「唐東星図」などに賽社樂星の規定がきちんと記されている。それに合うように奏楽されるが、そのさい疎漏や誤りがあると神靈を犯すものとして罪になるので、それを楽戸は畏れている。(二) 面具崇拜；楽戸が演奏中は面具を付ける。この面具に対する崇拜には長い歴史がある。宋の朱彧「萍州可談」に「至賽時、張樂弄傀儡。初用楮錢爇香祈禱、猶如祠神・・」とある。弄傀儡は人が面具を付けて演技することである。演技を行う前には焚香して礼拝したうえで、祝詞を念ずる。上党地区の廟祭の迎神儀式においてもこのようにされていた。楽戸の面具に対する崇拜は長い歴史を有している。(三) 雉尾の形の持つ意味；伝統的楽戸は仕事を行う時、頭に冠を載せる。そして、頭の上に一本の雉の尾を付ける。一般人はこれを低賤である標しと見なしている。しかし、その実、更に一層深い意味を持っているのである。「中華戯曲」第15輯に何昌林の論文「樂王・戯祖・拳宗・医經」があり、その中に樂神と翼星の関係が語られている。すなわち楽戸の頭に雉尾を挿すのは翼星と相關関係がある事實を指摘しているのである。翼は雉鳩であって、楽戸はその雉の尾を頭に挿す。これは楽戸が樂を司る星宿神への崇拜と、古代からの神靈信仰を源とする標しとして表現されているのではないか。この雉尾と古代の面具にも亦、一定の関連があるように思われる。西晋の張華の注する神異經に「東南方有人・・頭戴鳩父魅頭、朱玄縞帶、以赤蛇繞額、顯然是扮作翼火蛇一宿、即翼星的。・・」とある。翼星の形状が雉鳩に類似し傀儡と伎楽に相關連していて、歴史記述の中に斯うした痕跡を見いだせるのである。何昌林の研究では翼の字は羽・田・共3字で、翼・艮・离の3卦の田・竇・郭三位一体の神と推定する。これで見ると、雉尾は単なる装飾でなく、起源は古く、樂と星の信仰に由来するものであった事がわかる。(四) 戯竹が反映する神靈崇拜；使用するの

は長さ数尺の竹竿で、上端が分かれて糸で球を付けている。これは既に宋代において記録されている。「東京夢華錄」に「參軍色執竹竿払子、念致語口号・・」とある。この戯竹は何のために用いるのか。史書にはその記載はない。別に高平県西李門村の二仙廟碑刻図に「前行分戯竹」の一篇がある。これによると行事は古くから存在していたが、唐の玄宗の時に基本的に決まったようだ、これが後來の「人元戯竹」である。伎楽にそれを用いたとされている。この説明は信用出来そうである。

18、民間迎神の賽社活動；

(一) 賽社縁起：賽とは報の意味で神福に報いることである。社は土地の神、具体的には后土神である。農耕経済の発展で土地神の賽祭は四季を案じて行われた。人々は各種の神靈に扮して演技をした。民間迎神賽社は古い起源を持つ祠神活動であり、これが普遍化したのは北魏の時代で、仏教の尊崇や樂戸制度の成立と関係が深い。「洛陽伽藍記」には景樂寺の活動の描写があり、そこに樂戸の持つ百戯の表演について触れている。仏事活動は後來の賽社の迎神儀式に類似している。唐初には既に祈報の節文や典制を頒布し、詔命形式で天下に布告しているのが見える。ところで州県では春祈秋報の祠典をおこなっているが、多くの史料は土地の神を祀る賽については北魏に溯り、仏教と樂戸の興起によって民間の「春祈秋賽」を形成する事になったと理解している。道教の盛行も民間祈賽の発展に寄与していたようだ。只、唐代では賽・賽神の語は見られるが、賽社の名称は未だ見られない事は注意さるべきである。(二) 宋代の賽社：民間祠神の祈賽活動は発展して、宋代に賽社の呼称が現れる。「武林旧事」の西湖遊幸の文中に賽社の語がある。北宋では春社・秋社の社日活動が相当に普遍的で、この時に歌唱の人を雇っている。これは村社・里社のそれではなく、社團を意味する社のことである。宋代賽社の普遍化は唐代の祈賽を承けるだけでなく、宋の真宗・徽宗の奉じる道教と関連する。徽宗は大いに神仙降臨の演劇を行い率先して祭祀を指示したと云われる。上党地区に係わる徽宗の「賜神霄宮御筆手詔石刻」に大中祥符の故事を言うが、これは真宗が天書に依って天神を降下させた事柄を指している。そして上党地区では徽宗自身が賽社を興したのだと言い伝えている。宋代以降、南宋の「西湖老人繁盛記」、金代の「独担靈顯王廟碑」、明代の王稚登「吳社篇」等は賽會の情況を具体的に示すものである。これは宋以来の旧風を遺存しているが、賽會に演じられる雑劇の方が注目される。民間の雑劇は元代のそれではなく、宋・金の雑劇を承けていることに注意したい。

19、「後期に見る上党の賽社」；

雍正初年より樂戸制度は取り消されたので、樂人は大量に民間に流出する。これは一定程度、民間音楽・戯劇を刺激し、賽社の活動に影響した。「山西通志」中の「風土記」は乾隆以後の情況について、「秋穫後、郷賽最盛、弦管之声孟于四境」とある。その後、経済文化の発展に従って、市場と演劇が古い賽社の活動に介入し、元代の賽社は終わりの頃に廟會に変貌することになった。晋南地方は戯劇文化の発展が比較的早い地域であり、明の嘉靖年間、山西吉県竜王辿の石碑に「蒲州義和班在此獻演」という記載があるのはその一証である。しかし、晋北地方では少し異なっている。農村環境が劣悪で、流入した樂戸芸人はもとの業務活動を放棄してはいなかった。その上、戯劇も遅く現れたので劇団の存在は稀であった。当地では賽賽又は賽と言い、賽社がもと保有していた古い形態が踏襲されている。しかし、上党地区はこれらとは別の情況にあった。此の地の歴史文化の伝統で民俗が「好樂尚古」であり、清末民初に至るまで少なからざる樂戸が

遺存した。そのため迎神賽社は比較的整った形で往年の様式が残っていたのである。

20、楽戸と中国音楽と戯劇；

(一) 賽社資料が伝えられた歴史の消息；「唐樂星図」に听命文があり、そこに楽戸が賽社で行う活動の中に歴代承襲の伎楽を伝承しているが、それは音楽・歌舞・戯劇など多方面の分野に亘っているのが知られている。(二) 楽律・楽曲・楽器：古人は音楽に対して天人感應を重視した。西周ではすでに十二律と七声音階の相関が記載されている。「資治通鑑」の胡三省の注に漢・晋以後、楽律は興替するが、北魏では西域から音楽が入り、これが後世の宴樂・俗樂に大きい影響を与えた。唐代、太宗は「爰命旧工祖孝孫、張文叔整比鄭訛、(萬)宝常所均七音八十四調、就在初唐又為考訂樂律作出了貢献」と樂律の考訂に務めた。別に唐代では工尺樂譜が現れている。宋人はこの種の樂譜を「宴樂半字譜」というが、これは当時、教坊で通用していた一種の記譜符号である。唐・宋以来の「太平鼓」は賽社中には必ずあり、民間では今も通用している。樂器については古来の琴瑟箏笛の類は必ずしも喜ばれなかつたようである。俗称、管子というものが賽社で細樂に用いられている。北魏以後、亀慈の國樂が流入して唐・宋の宴会に用いられ、それが民間にも広がつたと言われる。宋の曾三異の「同話錄」に「世俗有樂器、小而用七弦、名軋等、今乃謂之葵」とある。そして宋・金の後は胡琴類の弓弦樂器が漸く現れた。其の外、先述の上党賽社の「听命文集」の中に孤笛・双韻・夏笛などの特殊な樂器も見える。高平県西李門村、二仙廟にある線刻石碑図に樂工の持つ樂器には柏板・杖鼓、笛、管などが見られる。(三) 大曲と小令：歴代の樂曲は演唱と歌舞の形式を用いており、多種多様である。古代の音樂中の大曲は漢・魏代の蔡邕の「女訓」に見える。賽社の中の大曲は唐宋以来の大曲を受け継ぐものであろう。これに対する小令は民間の小曲のことであるが、唐人は長・短句の樂曲を皆、小令と称している。宋人の場合は詞の短なるものを小令と云っている。従って宋元代に流行した芸術歌曲はすべて小令に属するのである。しかし、民国年間では上党賽社婦女が小令を歌うことは既に見られず、大曲の歌舞も厳格な意味では無くなつてしまつてゐる。(四) 隊舞・隊戯：古く先秦代、祠神の際、大型の隊舞を行つた。以来、唐・宋まで影響を及ぼした。明人の王圻在の「続文献通考」卷153・樂考に「後周・安樂舞、八十人、唐太宗・破陣樂舞、百二十人・・」とある。北宋の仁宗の時、隊戯はすでに普遍化し、南宋になって、「太平清話」と「東維子集」の中に宮廷において隊戯のあることを記述している。雑戯についても宋人は隋・唐より引き継いでいるが、この中に各種の隊舞が含まれている。これらの戯劇は後世の賽社の神を祀る行事の中に保存されている。(五) 比方；賽社の祭祀で演じられるが、内容は2人が互いに相手を嘲弄する演劇形式である。これは宋代からの、文人が隠語で遊戯をしたことに基づくものとされる。元・明の際の瘦詞・陰語・商謎が比方と称せられているのである。賽社での「説比方」は単独ではなく管弦歌唱、或いは戯劇の出し物のなかで行われてゐる。三日賽社では毎晩1回演じられる習わしである。(六) 院本；これは演出用の脚本である。元末の「輶耕錄」に「院本則五人、一曰、副淨、古謂之參軍。一曰、副末。古謂之蒼鶻、鶲能擊禽鳥、未可打副淨、故云、一曰引戯、一曰末泥、一曰裝孤・・」とある。すなわち唐宋以来の參軍戯を承ける内容である。この書に金・元代に見る院本を羅列しているが総数で700以上ある。民間賽社で樂戸が演ずる脚本は広義では院本と称して良いだろう。清末民初で上党賽社での院本は主要に「土地堂」「老王借担丈」「小放牛」等の題目を持つ。(七) 雜劇；晚唐に既に雑劇はあったらしく、「李文饒文集」卷12に「雑劇丈夫二人」と記録されてい

る。「夢梁錄・妓樂」にも相似の記事がある。一は宫廷雑劇であり、他は民間の演出であるが、後者は院体の演技は採らないようである。院本では五人で演技する体制を採っている。元代では多くの文人が戯劇創作に従事し、宫廷芸術が飛躍的に発展した。宋元以来の民間賽社の雑劇は宋・金の「詩賛体」の雑劇を踏襲したもので、これは完成した元の雑劇とは異なって、そこに從来からの原始的形態が保たれている。元の雑劇は中国戯曲史上、いち早く成立した戯曲形式であって、閻漢卿・王实甫らの巨匠が出て文学上、高い完成度に達していた。劇本も多く保存され、これを今、学者たちが不斷に整理・研究しているところである。宋の雑劇・金の院本については資料に欠け、殆ど消え去っているのが現状である。山西洪洞県明応王殿の元代戯劇壁画に「大行散樂」の題記があって、これは大行院の散樂芸人の演技を指している。賽社雑劇の分析でわかったことは宋・金・元以来の雑劇は大体、宋・金雑劇と元の雑劇二種に区分することができる。そして、前者は比較的雑で形式も多様で、主要形式には大曲歌舞があり、後者では規範的な曲牌体の戯曲形態を採っている。(八) 百戯・雜戯；百戯はもとは古代の樂舞・雜伎の総称で、秦漢代では角抵戯を指し、漢代で百戯と称せられたものである。後者は散樂とも云われている。隋書・音楽志に「齊散樂人」が見え、楽戸の萬宝常が齊・周を経て隋の宮中に入ったとあり、北史に煬帝のとき「奏括天下周齊梁樂家子弟、皆為樂戸」とあって、齊の散樂人も樂戸となって、百戯を演じたことは疑いのない所である。唐宋代でかかる百戯は流行して、宫廷だけでなく、民間にも及ぶ。上党賽社の「唐樂星図」にも「百戯跳梁、蛮舞丈鼓・・」とある。これらは時代によって不斷に変化して行き、武術・雜戯はやがて樂戸芸人の主要な演目では無くなってしまう。(九) 詩賛講唱；「唐樂星図」が大小散樂に言及するさい、太古の古傳を案じて、曲は樂府梨園に依ると言う語句がみられる。太平古傳は山西・閩寧県の太平樂府教坊の古傳を指すものだろうと思われる。上党賽社で云うと、一類は祝賛の語で、供盞のときの祝香・祝酒である。祝詞は多く四句七言であった。他の一類は相対的に独立した演目で放生・戲竹・百花盞などであり、「太平鼓」「唐王遊月宮」など、比較的長い詞をもつものである。これは只、唐宋以来の祝賛と相通するだけでなく、唐代に見られる説話伎藝と関係があり、又これは俗講にその淵源がある。もとは仏・道両教の宣教のため創った講唱式の通俗の講釈である。伝搬しがたい經文の教義を一種の通俗流行の文学のように变成する。これが変文と言われるもので、今見る「敦煌変文集」がそれらを記録している。仏・道両教の争う中で、俗講は民間説話芸術に吸收されただけでなく、民間説話は自己の表現手段を豊かにし、同時に世俗故事で教義を解釈し、人々の興味を集めた。

21、「樂戸の歴史的貢献」；

(一) 音楽方面：古代、音楽は神に通ずると言う思想があり、帝王は12律呂を定める事を重視した。北史に「開皇中、鄭訥・何妥・芦賁・蘇夔・蕭吉等併討論墓籍、撰著樂書、皆為當時所用、至于天然識樂、不及寶常遠矣」とあり、彼らの音楽理論は萬宝常という人には及ばなかったと言う。唐代でもこの宝常の7音・84調を踏襲していた。具体的な楽曲の創造については多く下層芸人に頼っている。唐代を例に採ると、六幼大曲には「本自樂工進曲、上令祿其要者、今以為名」とあって樂工が曲を製作しているとする。宋代では「宋史・樂志」に「乾道後、北使每歲両使、亦用樂、但呼市人使之、不置教坊」とあり、宫廷でなく民間在籍の芸人を召請している。宋元以来、市民文化の発展と北方民族が中原に到来するのに従って、時の風潮は民間の曲である小令を流行させた。それが説唱芸術の発展であるのみならず、元の雑劇を生む契機の一つとなった。こ

うして民間芸人は音楽・戯曲乃至文学創作に作用し貢献をした。元代以降、雑劇は急速に衰退するけれども、民間の小令は衰えず、繁栄を続けた。元代の小令の「駐雲飛」「醉太平」；「寄生草」「羅江怨」「哭皇天」など多くの曲譜は現在、楽戸の伝承する工尺譜本中にすべて存在している。(二)「広く民間に流布する詩賛体の戯劇」；民間に発生して発展したのは詩賛、吟唱であり、それは戯劇演技の別の一形態である。これは楽戸と関係しており、長い生命を持った。直接の源は唐代の俗講に遡及するのであるが、詩話とそれに関連する説話芸術は隋唐以来の「参軍戯」から直接に伝わり、唐宋以来の歌舞隊劇が民間に流傳することの影響をも受けていた。北宋末、金元の際は4－5人による院本の公演があり、民間では尚、進んで一対の詞話となった。これは元代社会において、普遍的に流行して、良家の子弟も学習したという。しかし元史の刑法志ではこれを淫なるものとして禁止している項目が見られる。纏めとして、次のような事項が指摘できよう。<1>元代、民間に多くの楽戸芸人があり、散樂と言われた。<2>元代の演唱・詞話は宋金の際に興るが、それはやがて雑劇に包括される。<3>元代、楽戸芸人は詞話を演じるのであるが、良家の子弟も亦これを学んだと言われる。官ではこれを禁止したが、詞話は下層庶民に広がり歓迎された。金元代、詞話がどの様に演出されたか詳しい史料はないが、長江南北各地の民間賽社には遺存の文献にその演出形態が窺える。山西上党の賽社の詩賛体の雑劇、晋南の鑼鼓雑戯、晋北の賽戯などから、当年行われた詞話の基本状況を窺うことができる。詞話形式の演技は貴州地域には見えず、南方に多くの儺戯、例えば安徽の池州のそれなどがある。これが詞話の遺韻と云つてよい。上海嘉定県で発見された詞話本は民間で演じられた詞話の翻刻・流傳したもので、成化刊本の「説唱詞話」は1967年上海嘉定県において、明代の婦人の墓から副葬品として発見されたものである。墓主は陝西で官吏であったので、刊本もそこから持つて来た品かも知れない。刊本には北京永順堂用の竹紙刊印が見える。そこに重刊と記しているので、初刊は成化より尚、早いわけである。(三) 詩賛戯劇より板腔体への過渡；これには長い時間を必要とした。簡単な鑼鼓で伴奏する詩賛吟唱から、板・眼を伴う旋律の声腔に発展するのである。前者のような土曲・土戯の初態については文人の史籍では一顧だにしなかったが、発展して高雅とされた楽曲と並列するに至って、初めて注目されるようになった。しかし、それでも、これは宮廷梨園の戯曲が上から下へ流れて俗化したものとしか認めていない。こうして民間楽戸芸人の貢献を認めないから、詩賛戯曲の発展史が充分理解されていないと云えるのである。清代、山西汾西人・侯七乘が康熙12年に出した「弋陽県志序」の中で、ここには正統な梨園の子弟はいないと云っている。換言すれば楽戸の弋陽腔は正統の曲牌南戯でないと見ているのである。初期、これに触れているのは明人・凌蒙初「諱曲雜記」において「江西弋陽土曲、句調長短、声音高下、可以隨心入腔」というのがあるが、彼はその内容を良く理解していると評価出来る。

22. 上党楽戸の変遷；

地方文献中の上党楽戸：この記載は極めて少ない。明の萬歴32年の「隰州志」に「晋之楽戸、不知所自始」「明時、承値王府、後散居各地、其業至今不改云」とある。文献記録としては(一)晋城市郊府城村・玉皇廟・碑刻「増建咽喉祠志」があり、その文から乾隆期、既に楽戸の位置は低位の階層にあった事がわかる。清朝から抗日戦前までの上党楽戸は龜家・王八などと蔑称されており、自らは吹打的、走坡路的、行家などと自称していた。楽戸・樂工とは官からの称呼である。碑陰の施銀の姓名はすべて楽戸で非楽戸は咽喉祠を建てるには参与していない。(二)

陵川県附城鎮佳祥村楽戸の侯松の所蔵する家庭档案108件がある。これは各種の契約文書である。売地契、衣飯契、借錢契、典契、婚書、分家契等が見える。これは楽戸が生活する上で必要な社会関係を示しており、学術的価値が高い。契の中の約20%が売地契であり、貧困な楽戸が裕福な楽戸に売った土地に関する内容を含んでいるのである。衣飯契は質にいれたり、年限を決めて出売することである。売人契もあるが、それは子弟の売買と云うことである。

23、土地改革時期の楽戸；

(一) 1947-48年に土地分配が行われるが、楽戸は元々、平均1・1畝しか持っていないので、農業には興味がなかった。従って、土地分配を拒否した者も多かった。しかし、戦争と災害で紅白事が減少して、収入が減少し、差別から解放されたものの、収入はないと嘆いていた。抗日根據地では楽戸の、従来からの悪い慣習が排除されたので、かれらはやがて旧観念から解放されて、農村幹部や人民軍に参加したり、劇団員として音楽活動に従事したりした。(二) 合作時期の楽戸：1953年に互助組が出来、55年初級の合作社が設立された。そして58年に高級合作社、それ以後、人民公社に展開する。この時期でも土地から遊離し、封建的迷信の業務に従事する楽戸は批判され続けていて、収入も少なかった。しかしどもあれ楽戸が合作社に加入して、農民化する過程が始まったのである。けれども、これは楽戸にとって痛苦であって、強制を伴う性質の作業であった。酒や阿片を日常的に吸引していた境遇も変化を余儀なくされた。あらたな社会規制の下、農業に参与し勤儉に働くことが唯一の安心立命の場となったのである。(三) 改革開放時期の楽戸；95年までの15年間楽戸の「物・心双方」の生活に大きい変化が生じた。農業は勿論として、吹打業務の解禁が行われ、楽戸は富裕化の道を進む。冶頭郷冶頭村の宋春榮の会計で見ると、土地改革前の収入は300元、改革後は200元、56年は1000元、95年は2000元となっている。(四) 伝統楽戸の消滅；<1> 80%が農業生産から収益を挙げている。<2> 平等の権利を得て賤民から公民になった。<3> 婚葬の業務は楽戸一戸から、連合組織に移行した。<4> 楽戸の古い衣飯範囲は消失した。<5> 古い曲目は廃れ、電気を使用する楽器使用に変化した。これが差別してきた楽戸消滅の原因である。

24、楽戸の地位と役割；

(1) 楽戸の地位：伝統的に楽戸は行内婚で、楽戸・茶房・厨子の間で相互に通婚していた。一般人は彼らを蔑視して亀・亀家・鱉・王八などと称する。なぜ亀なのかについて充分な回答は出せないが、彼らの衣服と関連があるようだ。碧・緑・青が古来、賤人の服であることは知られているが、楽戸だけ亀とされるわけは、ここからだけでは理解出来ない。とりわけ晋東南の楽戸の服装は緑色ではないのである。楽戸が飲食の際、卓でなく蹲って食べる。眠る時も地上の干し草の上で横になる。すべて生活の上で普通人とは違う。蔑称は斯うした生活上の慣習に由来しているようである。(2) 楽戸の役割；既に見たように、仕事は音楽で吹打の演奏を業務とする。楽器の種類は多様である。仕事内容は廟の迎神行事において吹打し、地主の紅白行事でも演奏する。音楽技術も多様に、楽器によって使い分ける。<1> 迎春行事。<2> 正月行事。<3> 迎神賽社での戯劇。<4> 同所での行事の前段を担任。<5> 地主の子女の為の行事などに招請される。(3) こうした吹奏で収入を得るので農民より裕福な楽戸もいるが、社会的地位は最低の階層に属した。古くはこうした情況が普通であった。しかし、共和国の現在ではこうした劣悪な条件については全く解消したのである。

結び；

本稿で参考にした「山西楽戸研究」及び「楽戸」両著は文献と実態調査を並行して構成された優れた業績である。その特徴は楽戸の居住する山西省でも、特に楽戸の多い上党地区に焦点が充てられている。共和国になり楽戸が解放され、古い時代の記憶が薄れてくるなかで、旧楽戸を経験・記憶している古老の話を採取した資料及び碑文と歴史文献も併用の上で、議論の進められている点がとりわけ出色と言える。楽戸が奴婢に始まり、北魏代に楽戸階級になり、清の雍正帝の樂籍を除去する法令まで、社会の低階級に呻吟したこと、この時、籍は除かれたが、実態的差別は依然残存し共和国になっても、1980年代まで平民との通婚関係には困難があった事実があったと指摘する。両著作を通読しての印象を述べると、喬健氏をはじめとする筆者たちは矢張り全体に進歩史観に立っていて、そのライン上で論議が進めているという印象が拭えない。先ず楽戸が成立するまでの楽人の在り方が奴婢であったとしている認識の是否が問題である。晋・南朝で楽人が転落して奴婢となった記録は慥にあるので、この意見も誤りとまでは云いきれないが、しかし、それ以前の時代を考察して見なければならぬのである。まず伝説時代においては優れた音楽家は楽聖として民を教化する高い位置にある存在であり、春秋・戦国から秦漢代においては音楽にかかわる官僚階層にあり、後漢代で平民に下降し、そして晋・南朝で奴婢化するという経緯があったのである。従って喬健氏のように奴婢から楽戸へというように一義的に進歩するという理解は歴史的事実と違っている。著書は楽戸が蔑視されたことについては充分に、史料を探索して論じられているし、家屋・衣服・衣服の色・通行・通婚など平民と異なる厳しい規制の存在も又、観察されている。しかし、それは彼らが階級として最下層に属するための規制だとの認識で理解されている。だが、階級を排除した共和国成立後、楽戸が約40年間、なお蔑視されていたのはなぜか。このことは階級論的視角では理解出来ない現象ではないか。日本の場合でも、被差別民の衣・食・住の条件を解消すれば差別はなくなるという考え方で、戦後の解放運動は推進されてきた。その環境条件がほぼ充足されても、婚姻等の差別は依然として存続し続けている。それ故、我が歴史学界でも被差別民が差別される原因について、改めて追求され始めている所である。すなわち階級論を以てしては被差別を克服する理論は完成しなかったと云うべきだろう。中国では共和国成立後、約40年を経て楽戸は全く解消した結果を得ている。日本では明治以来なおそれが達成されていない。その相違は両国の構造とそれを貫く血縁性に問題の焦点の一つがあるよう在我は考へている。筆者は別文で、これについて些か論及したことがあるので、ここでは省略したい。ともあれ、両書は現地調査の強みを充分に発揮した好著であって、我々の及びがたい領域にメスを入れられた上で、期待どおりの成果を上げられた。再度、熟読して、今以上の学恩を受けたいと思う。

参考文献：項陽「山西楽戸研究」文物出版社 2001年刊

喬健「楽戸」江西人民出版社 2002年刊

拙稿「楽戸以前」「史学研究」所載 2004年3月